

実地指導結果
サービス種別：重度訪問介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
合同会社はなたば	室戸市	ヘルパーステーションはな	R2.11.18	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。 2 虐待防止等のための必要な体制の整備を講じていないことが認められた。 3 指定重度訪問介護の利用の申込みを行った支給決定障害者等に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていないことが認められた。 4 支給決定障害者等の受給者証に当該指定重度訪問介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定重度訪問介護の量その他の必要な事項（以下次項において「受給者証記載事項」という。）を記載していない事例が認められた。 5 受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対して報告していないことが認められた。 6 従業者に身分を証する書類を携行させていないことが認められた。 7 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を当該支給決定障害者等に通知していないことが認められた。 8 重要事項を掲示していないことが認められた。 9 一部の従業者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていないことが認められた。 10 苦情対応のための必要な措置を講じていないことが認められた。 	改善済	
有限会社空海	土佐市	訪問介護サービスステーション「てとて」	R2.10.22	なし		
合同会社ベスト	須崎市	ヘルパーステーション・ベスト	R2.10.15	<ol style="list-style-type: none"> 1 虐待防止等のための必要な体制の整備を講じていないことが認められた。 2 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を当該支給決定障害者等に通知していないことが認められた。 3 提供する指定重度訪問介護の質の評価を行っていないことが認められた。 4 運営規程に実態と相違する事項（従業者の員数、営業日及び営業時間）が認められた。 5 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていないことが認められた。 	改善済	
ちいきの福祉合同会社	宿毛市	ちいきの訪問介護	R2.10.27	<ol style="list-style-type: none"> 1 虐待防止等のための必要な体制の整備を講じていないことが認められた。 	改善済	
合同会社ゆらり	四万十市	ヘルパーステーションゆらり	R2.10.28	なし		
エヌサービス合同会社	香南市	ヘルパーステーション向日葵	R2.12.8	<ol style="list-style-type: none"> 1 虐待防止等のための必要な体制の整備を講じていないことが認められた。 2 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を当該支給決定障害者等に通知していないことが認められた。 	改善済	
合同会社VIVACE BANBINA	吾川郡いの町	ヘルパー a l a	R2.10.13	<ol style="list-style-type: none"> 1 虐待防止等のための必要な体制の整備及び研修を実施する等の措置を講じていないことが認められた。 2 勤務表が作成されていないことが認められた。 3 従業者及び管理者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていないことが認められた。 	改善済	